

多数の人が集まる催しでの火気器具などの使用には、**消火器の準備**と消防署への**届出**が必要となります。

平成25年8月に京都府の福知山で発生した花火大会火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、秦野市火災予防条例の一部改正を行いました。

何が対象となるの！

祭礼、縁日、花火大会などの多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する。

消火器の準備

露店、屋台その他これらに類する店を開設し、飲食物・物品等を販売又は提供する。

はい

届出が「必要」

いいえ

届出は「不要」

【露店等開設届出書の届出】

【一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、次のいずれかに該当する方が届出してください。】

① 露店等を開設する店主等で代表者を定め、取りまとめて届出する。

② 催しの主催者等が取りまとめて届出する。

※ 届出様式に催し会場の略図を添付してください。

【消防署本署又は分署】に届出ください。

【対象から除かれる祭礼等】

- ・【単一の自治会又は子供会等が開催するもの】
- ・【事業所が開催するもの】
- ・【学校が開催するもの】
- ・【幼稚園、保育園等が開催するもの】

〈ただし、事業所、学校、幼稚園等は、関係者以外の者、又は不特定の者が参加、来場などする催しは、対象になります。〉

【消火器の準備・届出は不要】

ただし、対象から除かれる祭礼等であっても、火災予防上の観点から消火器の準備をお願いします。

※ 消火器の準備 【平成26年8月 1日施行】

※ 露店等開設届出書 【平成27年1月15日施行】

代表的な対象火気器具等



屋外での大規模な催しを開催する場合の防火管理

大規模な催しになると！

次の要件に該当するものを消防長が「指定催し」に指定します。



本市の区域内で開催される催しのうち、主催者が出店を認める露店等の数が100店舗以上で、かつ、対象火気器具等を使用する露店等の数が1店舗以上のもの

【初午祭(白笹稻荷神社)・秦野たばこ祭・秦野市市民の日が該当】



消防長が指定するときは、あらかじめ、主催者に意見を聴きます。



- ① 消防長が、「指定催し」を指定したときは、主催者に通知します。
- ② 市民等に知らせるため、市役所の掲示場に掲示して告示します。



指定催しに指定された主催者は、次の3つのことが義務付けられます。

- ① 防火担当者を定めること。
- ② 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を作成し、その計画書に基づく業務を防火担当者に行わせること。
- ③ 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を開催する日の14日前までに、消防長に提出すること。



【罰則】

「火災予防上必要な業務に関する計画書」を提出しなかった者に対する罰則として「30万円以下の罰金」が科せられます。

※ 屋外催しに係る防火管理 【平成27年1月15日施行】

お問い合わせ 秦野市消防本部予防課
電話 0463-81-5240(直通)
FAX 0463-83-8322
メール f-yobou@city.hadano.kanagawa.jp